

(別紙 1)

報酬等について

甲と候補者が雇用契約等の契約締結を行い、当該候補者が甲に入社等した場合に発生する、本契約第6条第1項に基づく報酬の額および支払方法は、以下のとおりとする。また、候補者の退職時の通知・返戻金、経費、送金時の手数料についても、以下のとおりとする。

1. 報酬

(雇用契約の場合)

報酬は、候補者の初年度理論年収の35%相当額(税別)とする。

なお、初年度理論年収は、候補者の入社等の月にかかわらず、候補者の入社等時点での年間支給予定額を指し、具体的には以下のとおり算定する。

初年度理論年収

＜年俸制の場合＞

初年度理論年収＝基本年俸＋想定業績賞与(注1)＋その他契約金(注2)

(注1)

想定業績賞与は、個人業績と組織業績双方に連動するものを含み、前年度平均支給実績をもとに算出する。

(注2)

名目如何を問わず、入社等の労働条件として、初年度において基本年俸および想定業績賞与以外に候補者に支給する予定のもの(年収を調整するための調整給などを含む)。なお、通勤のための実費を支給する手当および勤務実績に応じて変動する時間外労働・休日労働・深夜労働に関する手当は含まない。)

＜年俸制でない場合＞

初年度理論年収＝月額固定給(注3)×12ヵ月＋年間賞与(注4)＋その他契約金(注5)

(注3)

月額固定給＝基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当(みなし残業手当を含む。)

※その他諸手当には、名目如何を問わず、入社等の労働条件として、基本給、家族手当、住宅手当および役職手当以外に毎月に固定額として候補者に支給する予定のもの(月額固定給を調整するための調整給、いわゆるみなし残業代、業務手当などを含む。なお、通勤のための実費を支給する手当およびその月の勤務実績に応じて変動する時間外労働・休日労働・深夜労働に関する手当は含まない。)

(注 4)

年間賞与＝賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数

(注 5)

名目如何を問わず、入社等の労働条件として、初年度において月額固定給および年間賞与以外に候補者に支給する予定のもの（年収を調整するための調整給などを含む。）。

（雇用契約以外の場合）

報酬は、候補者の契約上の対価が月額制あるいは年額制の場合は1年分の対価（契約期間が1年未満の場合は1年分の対価と換算する）の35%（税別）とする。

＜雇用契約以外での候補者がその後、雇用契約に至った場合＞

報酬は、候補者の初年度理論年収の35%相当額（税別）から、雇用契約以外での報酬を差し引いた金額を対価とする。なおこの報酬の有効期間は、甲と候補者の契約開始日から2年間とする。

2. 支払日・支払方法

乙は、候補者が入社等した日を請求日として、甲に対して報酬を請求し、甲は請求日の属する月の当月末日迄に、乙の指定する銀行口座に報酬を支払うものとする。

3. 候補者の退職時の通知・返戻

- (1) 候補者の入社日、または業務開始日から3ヶ月未満に、甲と候補者との間で締結した雇用契約等が終了した場合（雇用契約等の契約期間が当初から3ヶ月未満の場合は、当該雇用契約等の目的が達成されずに終了した場合に限る。以下同じ。）、甲は、直ちに乙に対して甲候補者の雇用契約等が終了したことおよび終了理由を証する書面を提出する。
- (2) 候補者の入社日、または業務開始日から3ヶ月未満に、甲と候補者との間で締結した雇用契約等が、明らかに候補者の責に起因する解雇若しくは解除により終了した場合または候補者の自己都合による退職若しくは解除により終了した場合、乙は、本契約に基づき受領した報酬を1カ月未満の場合80%、2－3カ月未満の場合50%を甲に返戻する。なお、返戻金に利息は発生しないものとする。
- (3) 乙は、本項第1号の書面を乙が受領した後、甲に対して、雇用契約等の終了原因を確認した旨の連絡を行う。かかる連絡時に、甲乙間で本項第2号に該当することの確認がなされた場合、甲は乙に対して返戻金に係る請求書を速やかに発行し、乙は、請求書発行日の属する月の翌月末迄に、甲の指定する銀行口座に返戻金を支払うものとする。
- (4) 甲と候補者の雇用契約等の終了が、以下の各事由に起因する場合、本項第2号の返

戻金の対象外とすることを確認する。

- 候補者の死亡・病気等の不測の事態であった場合
- 甲の候補者に対する処遇および業務内容が雇用契約等の締結前に示した条件と著しく異なっていた場合

4. 諸経費

- (1) 甲は、乙に対して本サービスを進めていく上での必要経費として、甲が事前に了承した候補者との食事代や交通費等の諸実費を乙に支払う。
- (2) 甲は、甲と候補者が面接を実施する場合にかかる交通費については、甲と候補者で調整の上精算を行う。
- (3) 甲は、乙の担当者が甲と候補者との面接に同席する場合、甲があらかじめ了承した分に限り、乙の交通費を乙に対して支払う。
- (4) 諸経費の支払いは、毎月末を締切日として、乙が甲に請求をし、甲は請求書発行日の属する月の翌月末迄に乙の指定する銀行口座に支払うものとする。

5. 振込手数料

本契約および本別紙に係る振込送金に係る手数料は、振込送金を行う当事者が負担することとする。

以上